

人材紹介契約書（抜粋）

第8条 （返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後1か月未満の場合：本件報酬の75%

入社後2か月未満の場合：本件報酬の50%

入社後3か月未満の場合：本件報酬の25%